

## JICPA研究報告を踏まえた

偶発事象・後発事象の  
会計処理・開示ポイント有限責任 監査法人  
公認会計士

高津 知之

## 【この章のエッセンス】

●偶発事象については、発生した事象について、「損失の発生の可能性」と「損失金額の見積りの可能性」という観点から、引当金計上の要否や偶発債務の注記の要否を検討することとなる。

●後発事象については、発生した事象について、「修正後発事象」なのか、「開示後発事象」なのかを分類し、それぞれの分類に応じた取扱いを検討することとなる。

## はじめに

2018年12月14日に日本公認会計士協会(以下、「JICPA」といふ)は、会計制度委員会研究報告「偶

発事象の会計処理及び開示に関する研究報告(公開草案)(以下、「研究報告」といふ)を公表した。この研究報告は、わが国における偶発事象に関する会計上の取扱いと現行実務の分析、それに国際財務報告基準(IFRS)における偶発事象の取扱いを紹介したうえで、将来、わが国で偶発事象全般に関する会計基準を開発する場合において、考慮すべきと思

われる3つの観点(財務諸表の比較可能性、開示の適時性、開示の充実)を示している。

本稿では、この研究報告の内容も踏まえて、偶発事象の決算時の留意点について解説するとともに、後発事象の決算時の留意点についてもあわせて解説する。なお、本文中の意見に関する部分は、筆者の私見であることを申し添える。

## 偶発事象

## 偶発事象とは

偶発事象とは、「利益又は損失の発生する可能性が不確実な状況が貸借対照表日現在既に存在しており、その不確実性が将来事象の発生するこ

と又は発生しないことによつて最終的に解消する事象」であり、偶発利益と偶発損失とに分類される。

会社の決算において主に論点になるのは、偶発損失、およびこれとあわせて計上される偶発債務であり、偶発利益について論点になることは

あまり多くないと考えられる。これは、偶発損失については、引当金の計上や偶発債務の注記のタイミングが経営者の判断を要する難易度の高い論点となるのに対し、偶発利益については、一定の要件を満たした時点で収益として計上することのみが論点であり、引当金や注記のように難易度が高い論点ではないためと考えられる。

偶発損失に関連する  
論点等

## (1) 引当金の計上

わが国において、引当金の計上は企業会計原則注解【注18】において定められている。

## 【注18】引当金について

将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるときには、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。